

京 都 大 学 人 文 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。 東アジア人文情報学研究センター 現代中国研究センター</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の附属の研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>5 附属の研究施設の運営に関し必要な事項は、当該研究施設の長が定める。 (研究科の教育への協力)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第9条 人文科学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第7条 (同 左)</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の専任の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(研究科の教育への協力)</p> <p>第8条 (事務組織)</p> <p>第9条 人文科学研究所の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>

(同 左)